

子育て家族の食料配布支援利用と生活状況に関する研究

— 家族ニーズと支援意義の可能性の考察 —

A Study on the Use of Food Distribution Support and Living Conditions of Child-Rearing Families

— Consideration of Family Needs and Significance of Support —

吉村 美由紀 YOSHIMURA Miyuki

(教育学部)

東條 文治 TOJO Bunji

(教育学部)

【キーワード】 子育て家族 生活状況 食料配布支援 家族ニーズ

1. 研究の目的と課題意識

日本における子育て世帯の相対的貧困率が高いことが社会課題となっており、様々な政策対応が行われてきた。相対的貧困率の高さは生活水準の低下、将来的にその世帯が貧困の連鎖に陥る可能性があること、子育て中の家族が一旦貧困状態に陥るとそこからの脱却は容易ではないことが言われている。内閣府が2021年に行った「子どもの貧困調査」¹⁾の分析結果では、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子どもの学習・生活・心理など様々な面が影響を受けていることが明らかとなっており、低所得世帯やひとり親世帯が親子ともに多くの困難に直面している。その世帯が COVID-19感染拡大下で大きな経済的打撃を受け、また物価高騰も影響し今後も一層の生活を圧迫する事態が懸念される。

そうした中、民間団体等が中心となって行われる子ども食堂や食料配布、子ども宅食といった食支援が全国各地で広がり、活発に実施されるようになった。その活動意義については食の提供だけではなく、居場所の提供、食生活の質の意識向上、人との繋がりのきっかけ、ボランティアや利用者同士の交流などが報告されており、地域での子どもと家族の居場所、繋がりをもつきっかけの場となっている。しかし、こうした活動の有効性はあるものの、一方で支援を受けている当事者、子育て家族はどのような生活状況であるのか、困難を感じている実態や当事者側の真の声を聞く機会が得られにくい現状もみられる。その要因の一つに、主催団体側は、子育て家族などが支援の場に足を運んでくれたことが関わりの第一歩と捉え、それ以上は踏み込みにくいこと、家庭のプライバシーに踏み込むことによって、来づらさ、支援の受けづらさを感じさせること、繋がりが途絶えてしまう可能性への懸念といった実情等があると考えられる。しかし、当事者の生活の現状に迫り、真の家族ニーズの把握と共に、ニーズに添った支援内容の探求、現在の支援を検証していく必要があると考える。

本稿では、地域の多様な食支援のなかでも食料配布支援における利用子育て家族の現状

把握を基礎とし、家族ニーズを分析し、食料配布支援が利用家族のニーズに添った支援となり得ているか等、検証することを目的として調査を行った。また、利用家族の生活状況と子育てに関連する困難感との関連性も考察する。また現在受けている食料配布支援を当事者家族がどのように受けとめているのかを捉え、今後の支援のあり方と課題を検討していく。

2. 子どもの貧困課題の現状と先行研究

2-1 日本の子どもの貧困と政策

日本における相対的貧困率——等価可処分所得の中央値の半分を下回る所得の世帯比率——は高止まり傾向にある。さらに、子どもが属する世帯の所得を元に計算される「子どもの貧困率」は、相対的貧困率と同様、先進諸国との比較では高い状況にある。ユニセフ（2016）のレポートで指摘されているが、日本は他の OECD 加盟国と比較して、子どもの貧困率や相対的所得ギャップ率（貧困線未満の子どもがいる世帯所得が貧困線そのものとの程度の差を持つのかを示す指標）はどちらも高く、国際的に見ても日本における子どもの貧困が深刻であると述べられている。

日本の子どもの貧困について深刻化が叫ばれるなかで、2013（平成25）年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（2013（平成25）年法律第64号）の成立、「子供の貧困対策に関する大綱」（2014（平成26）年8月閣議決定）が策定され、国や行政機関、民間団体等により多様な対応が図られてきた。さらに、子どもに関する施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が2022（令和4）年6月に成立、2023（令和5）年4月に施行され、こども基本法第10条に基づき、国連の子どもの権利条約の趣旨を反映し政策の基盤となる「こども大綱」（2023（令和5）年12月）が閣議決定された。この「こども大綱」は、これまでの少子化社会対策大綱、子供の貧困対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱を統合する位置づけである。こども大綱の中にある6つの基本方針の一つに、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことが明記されている。政府は、自治体版の大綱となる「こども計画」の策定を都道府県や市区町村（努力義務）に促している段階である。こども計画のガイドラインにおいて、「計画の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることが必要」であることが強調されている。これにより、子どもや若者、子育て当事者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与え、変化をもたらす機会となり得ることが望まれている。

こうした新たな政策が推進される中、全ての子どもの良好な成育環境の保障、子どもの貧困と格差の解消等の実現が中長期的に保障されうるのか、丁寧に見極めていかなければならないだろう。

2-2 調査枠組みとこれまでの知見

地域の子育て家族を対象とした食支援として、食料配布支援の他に子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー、フードドライブ等、多様な形態での支援が展開されている。本研究ではA団体がB市で実施している「食料配布支援」を調査対象として取り扱うが、支援の特徴と仕組みについて述べておきたい。A団体はフードバンク²⁾であり、食品企業などから食材の寄付を受け、それを支援団体・生活困窮世帯等に配布する活動を行っている。日本では2022年時点で全国約180団体が活動している。配布内容は、米や常温加工品などが主である。組織規模、専門性や、寄付食料の量・質における諸制約から、利用者の栄養に配慮した食料支援になっていない現状も指摘されている（佐藤 2018）。

これまで、子育て家庭への食支援の事例報告（例えば近藤 2019）は見られるが、利用家族の生活状況に視野を広げた詳細な実態調査といった研究は少数である。多くは支援団体による視点からのアプローチであり、利用家族の実情を掴む調査に至っていない。食料配布支援は利用する当事者家族の「生活全体の質」の観点を見通して、体系的に役割意義が検討されるべきであり、そのための実態把握が求められる。

そこで本調査では「生活全体の質」の保障を視野に入れた家族のニーズ把握を焦点にして、食料配布支援を利用する子育て家族の状況を把握し、ニーズ分析と食料配布支援の役割意義、利用家族の支援に関わる今後の課題と可能性を明らかにすることを目的とする。

本稿で家族のニーズを分析するにあたり、ニーズ³⁾をどう見るかについて「当事者主権」を主張する上野（2008）の捉え方を参考とする。上野（2008）は、社会的に承認された一般的なニーズよりも、個々人の主観的な必要をもってニーズとする、という立場を示している。また、ニーズが生成し、承認される動的な過程と、その複数の関与者の間の相互作用を明らかにできるようなニーズの概念化を目指し、ニーズを四つに分類している。ここでは、①ニーズの帰属する被援護対象である当事者とそれ以外の第三者に二分し、②ニーズの生成過程を「顕在化」と呼び「顕在化」以前と以後に二分することで、四象限ニーズ⁴⁾が捉えられている。本研究では当事者家族が感得し、表出している困難や困り感からニーズを捉えていくことから、上野（2008）の当事者主権のニーズの捉え方を参考とすることが適していると考え。特に本調査では、上野の示す四象限ニーズ分類の内、IV象限にあたる当事者顕在・第三者潜在の「要求ニーズ」や、I象限にあたる当事者顕在・第三者顕在の「承認ニーズ」を明確にすること、つまり当事者自身が感得し、表出されている（本調査にて表出される）ニーズに焦点化していきたい。

2-3 先行研究—調査の焦点化と分析枠組み—

食料配布支援を利用する子育て世帯へのアンケート調査を実施するにあたり、調査の焦点化と分析枠組みを検討した。これまでの先行調査の内容、分析を踏まえ、本調査の質問紙作成にあたり令和3年に内閣府が実施した全国の数自治体の子どもの貧困・生活状況の

調査における「調査票様式例」の「保護者票」を主な参考例として調査票の項目を検討した。また、山野（2020）らは大阪府内の子どもがいる家庭の困窮度と生活状況の関連性・影響等の詳細を分析した調査研究で、「世帯の所得」「世帯の状況」「保護者の経験」「子どもの経験」についての項目カテゴリーを設定した精緻な調査が行われている。この調査の項目構成も参考とし、筆者ら実施の食料配布支援利用の子育て世帯アンケートでは、これらに「保護者と子どもの関わり」「支援に関すること」（現在・過去）の項目カテゴリーを新たに加えた。また、山野（2020）らの調査や内閣府実施の全国調査にある「世帯の所得」の項目カテゴリーは調査対象者のプライバシーに深く関わる内容であり、食料配布支援の今後の利用状況に影響を及ぼす可能性が考えられたため、本調査の項目カテゴリーから除外した。

以上を踏まえ、本研究の食料配布支援を利用する子育て世帯アンケートでは、調査対象を保護者のみとし、5つの項目カテゴリーを設定し、各項目に小項目の設問を設けた。具体的には、①「世帯の状況8項目」、②「保護者の生活・就労状況4項目」、③「子どもの生活状況4項目」、④「保護者と子どもの関わり1項目」、⑤「支援に関すること9項目」という構成で設問内容を検討した（吉村 2023）。

3. 調査概要

A団体の食料配布支援を受けている保護者に、生活状況や子どものこと、支援に関するアンケート調査を実施した。調査対象はB市（または近郊）等在住で、2022年7月～9月期間中の食料配布支援で受け取りがあった子育て世帯（0歳～18歳までの子どもの扶養世帯）の保護者に回答を依頼した。調査方法として、食料配布支援は毎月1回実施されており、各回の計3回に分けてアンケート調査日を設けた。リピーター利用世帯において回答は一回のみ（新規回答のみ）とした。アンケートはその場での記入、本人が封入後に厳封し、回収箱に投函する方法をとった。食料配布支援来場世帯数125世帯（リピーター利用世帯含）の内、調査対象世帯が66世帯、回収部数66部であり、回収率は100%である。

4. 倫理的配慮

調査の実施にあたり、調査対象者のプライバシー保護のため匿名（無記名）回答とし、個人が特定されないよう配慮を行って統計処理をした。調査票には個人情報保護に配慮し、調査の参加は自由意志によるものであり、回答の中断・放棄ができること、論文等による結果の公表について明記し、調査対象者の同意を得ている。*本研究の調査は「名古屋芸術大学研究倫理審査会」（名自院学第63号）による承認を得たものである。

5. 研究結果

5-1 定量的分析

質問紙調査における回答者の基本属性において、続柄は母親81.8% (54)、父親13.6% (9)、祖父母4.5% (3) で、母親の回答が約 8 割であった。回答者の年代は、20代10.6% (7)、30代43.9% (29)、40代33.3% (22)、50代12.1% (8) である。

(1) 世帯状況

子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数は、2人家族21.2% (14)、3人家族31.8% (21)、4人家族22.7% (15)、5人家族15.2% (10)、6人家族6.1% (4)、7人家族3.0% (2) であった。婚姻状況は、結婚（再婚や事実婚含）34.8% (23)、ひとり親（離婚・死別・未婚）が65.2% (43) である（図表5-1-1）。内訳は、母子家庭90.7% (39)、父子家庭9.3% (4) であった（図表5-1-2）。

図表5-1-1 世帯の状況（両親世帯・ひとり親世帯）

（上段：値，下段：％）n=66		
結婚している （再婚や事実婚含）	ひとり親家庭 （離婚・死別・未婚）	全体
23	43	66
34.8	65.2	100

図表5-1-2 ひとり親世帯内訳

（上段：値，下段：％）n=43		
母子世帯	父子世帯	ひとり親家庭（全体）
39	4	43
90.7	9.3	100

(2) 就労・生活状況

子どもと生計を同一にしている保護者（母親、父親）の就労状況では、回答があったものの内、母親ではパート等就労が35.5% (22) で最も多く、父親では正社員が52.9% (17) であった（図表5-1-3）。

ひとり親世帯の母親31の内、パート・アルバイト38.7% (12)、嘱託・契約社員等9.7% (3)、働いていない世帯は9.7% (3) であり、正社員等以外は、不安定就労・不就労合わせて58.1%であった（図表5-1-4）。

図表5-1-3 子どもと生計を同一にしている保護者の就労状況

(上段：値, 下段：%) n=62

	正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランス含)	働いていない(専業主婦/主夫を含)	いない、わからない	全体
母親	17 27.4	6 9.7	22 35.5	4 6.5	12 19.4	1 1.6	62 100
父親	18 52.9	1 2.9	1 2.9	4 11.8	4 11.8	6 17.6	34 100

図表5-1-4 ひとり親母子世帯の母親の就労状況

(上段：値, 下段：%) n=31

	正社員・正規職員・会社役員	嘱託・契約社員・派遣職員	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランス含)	働いていない(専業主婦/主夫を含)	いない、わからない	全体
ひとり親の母親就労状況	13 41.9	3 9.7	12 38.7	0 0.0	3 9.7	0 0.0	31 100

※ひとり親母子世帯の内、未回答8名

現在の暮らしの状況では、大変苦しい19.7% (13)、苦しい19.7% (13)、少し苦しい31.8% (21)であり、「ふつう」より苦しい世帯が7割以上であった(図表5-1-5)。支払い困難の経験では「よくあった、時々あった、まれにあった」合わせて、食料品48.5% (32)、衣料品57.6% (38)、子どもの給食費15.2% (10)であった(図表5-1-6)。

図表5-1-5 現在の暮らしの状況をどのように感じているか

(上段：値, 下段：%) n=66

	大変苦しい	苦しい	少し苦しい	ふつう	少しゆとりがある	ゆとりがある	全体
	13 19.7	13 19.7	21 31.8	16 24.2	1 1.5	2 3.0	66 100

図表5-1-6 支払い困難の経験

(上段：値, 下段：%) n=66

	よくあった	時々あった	まれにあった	まったくなかった	該当しない	全体
食料品を買えなかった	4 6.1	13 19.7	15 22.7	34 51.5	0 0.0	66 100
衣料品(衣服等)を買えなかった	8 12.1	10 15.2	20 30.3	28 42.4	0 0.0	66 100
子どもの給食費を支払えなかった	5 7.6	4 6.1	1 1.5	46 69.7	10 15.2	66 100

(3) 子どもの生活状況・保護者と子どもの関わり

過去1年間の子どもの生活や学習に関する困難なことについての設問では、「子どものストレスがたまっている」42.4% (28)、「経済的な理由によって子どもを学習塾や習い事に通わせることができない」34.8% (23)であった(図表5-1-7)。また、保護者と子どもの関わりで親子の関係で子どもに自身のイライラした気持ちをぶつけてしまう経験についての設問では、「いつもある」12.5% (8)、「たいていある」21.9% (14)、「ときどきある」40.6% (26)であった(図表5-1-8)。

図表5-1-7 過去1年間の子どもの生活や学習での困難 ※複数回答可

(上段：値, 下段：%) n=66

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
子どもの体重が減った	長期休暇(夏・冬休み)に子どもの体重が減少してしまう等発育面が心配	子どもの生活リズムが崩れた	子どもの睡眠時間が減った	子どものストレスがたまっている	子どもが学校・保育園・幼稚園を休みがちなった、不登校・不登園になった	自宅に落ち着いて勉強に集中できな場所やスペースがない	自宅にインターネット環境がない	自宅にパソコンやタブレット、オンライン学習のための機器がない	経済的な理由によって、子どもを学習塾や習い事に通わせることができない	経済的な理由により子どもが希望する進路を変更したり、諦めさせなければならない	その他	特に該当することがない
4	0	19	13	28	5	12	8	7	23	8	0	14
6.1	0.0	28.8	19.7	42.4	7.6	18.2	12.1	10.6	34.8	12.1	0.0	21.2

図表5-1-8 お子さんに、自身のイライラした気持ちをぶつけてしまうこと

(上段：値, 下段：%) n=64

いつもある	たいていある	ときどきある	少しだけある	まったくない	全体
8	14	26	14	2	64
12.5	21.9	40.6	21.9	3.1	100

(4) 婚姻関係・困窮状況・親子関係の関連

1) クロス集計の検討

① 「婚姻関係」と「困窮度」

「婚姻関係」と「困窮度」のクロス集計では、中段の表から、「結婚している」と回答した人の「困窮度」の回答で最も多かったのが「ふつう」であるのに対し、「離婚」、「死別」、「未婚」の回答者の最も多い回答は「少し苦しい」から「苦しい」であることが読み取れる。これは「結婚している」家庭より、「離婚」、「死別」、「未婚」の家庭の方が相対的に困窮度が高い事を示している(図表5-1-9)。

図表5-1-9 「婚姻関係」と「困窮度」のクロス集計

		婚姻関係			
		結婚している	離婚	死別	未婚
困窮度	ゆとりがある	2	0	0	0
	少しゆとりがある	0	1	0	0
	ふつう	11	5	0	0
	少し苦しい	4	14	0	3
	苦しい	4	5	4	0
	大変苦しい	2	9	1	1
		婚姻関係			
		結婚している	離婚	死別	未婚
困窮度	ゆとりがある	8.7	0.0	0.0	0.0
	少しゆとりがある	0.0	2.9	0.0	0.0
	ふつう	47.8	14.7	0.0	0.0
	少し苦しい	17.4	41.2	0.0	75.0
	苦しい	17.4	14.7	80.0	0.0
	大変苦しい	8.7	26.5	20.0	25.0
		婚姻関係			
		結婚している	離婚	死別	未婚
困窮度	ゆとりがある	100.0	0.0	0.0	0.0
	少しゆとりがある	0.0	100.0	0.0	0.0
	ふつう	68.8	31.3	0.0	0.0
	少し苦しい	19.0	66.7	0.0	14.3
	苦しい	30.8	38.5	30.8	0.0
	大変苦しい	15.4	69.2	7.7	7.7

上段は生データ数。中段は「婚姻関係」で同一回答の人が「困窮度」で回答した割合(%)。下段は「困窮度」で同一回答の人が「婚姻関係」で回答した割合(%)。

② 「婚姻関係」と「親子関係」

「婚姻関係」と「親子関係」のクロス集計では、下段の表から、婚姻関係について「結婚している」と回答した人は、質問「親子関係でイライラをぶつけてしまいやすい」の回答として、「すこしだけある」が最も多かった。婚姻関係について「離婚」、「死別」、「未婚」と回答した人は「ときどきある」から「たいていある」が最も多かった。このことは、「結婚している」家庭より、「離婚」、「死別」、「未婚」の家庭の方が相対的に「親子関係」でイライラをぶつけてしまいやすい傾向があることが示唆される(図表5-1-10)。

図表5-1-10 「婚姻関係」と「親子関係」のクロス集計

		親子関係				
		いつもある	たいていある	ときどきある	すこしだけある	まったくない
婚姻関係	結婚している	3	4	6	8	2
	離婚	5	8	15	4	0
	死別	0	0	3	2	0
	未婚	0	2	2	0	0
		親子関係				
		いつもある	たいていある	ときどきある	すこしだけある	まったくない
婚姻関係	結婚している	37.5	28.6	23.1	57.1	100.0
	離婚	62.5	57.1	57.7	28.6	0.0
	死別	0.0	0.0	11.5	14.3	0.0
	未婚	0.0	14.3	7.7	0.0	0.0
		親子関係				
		いつもある	たいていある	ときどきある	すこしだけある	まったくない
婚姻関係	結婚している	13.0	17.4	26.1	34.8	8.7
	離婚	15.6	25.0	46.9	12.5	0.0
	死別	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0
	未婚	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

上段は生データ数。中段は「親子関係」で同一回答の人が「婚姻関係」で回答した割合(%)。下段は「婚姻関係」で同一回答の人が「困窮度」で回答した割合(%)。

③ 「困窮度」と「親子関係」

「困窮度」と「親子関係」のクロス集計では、中段の表から、質問「親子関係でイライラをぶつけてしまいやすい」について「いつもある」と回答した人は、「困窮度」の回答で「苦しい」、「大変苦しい」と回答した人が最も多かった。一方、「たいていある」と回答した人は、「困窮度」の回答で「少し苦しい」、また、「すこしだけある」と回答した人は、「困窮度」の回答で「ふつう」、「少し苦しい」、さらに「まったくない」と回答した人は、「困窮度」の回答で「ふつう」と回答している。このことは、「親子関係」でイライラをぶつけてしまいやすい家庭ほど「困窮度」が高くなっている傾向があることが示唆される(図表5-1-11)。質問「親子関係でイライラをぶつけてしまいやすい」について「ときどきある」と回答した人は、「困窮度」の回答が割れているが、「大変苦しい」～「ふつう」の回答が多く、上記の傾向と矛盾はしない。

図表5-1-11 「困窮度」と「親子関係」のクロス集計

		親子関係				
		いつもある	たいていある	ときどきある	すこしだけある	まったくない
困窮度	ゆとりがある	0	1	1	0	0
	少しゆとりがある	0	0	1	0	0
	ふつう	0	3	6	5	2
	少し苦しい	2	5	7	5	0
	苦しい	3	3	4	3	0
	大変苦しい	3	2	7	1	0
		親子関係				
		いつもある	たいていある	ときどきある	すこしだけある	まったくない
困窮度	ゆとりがある	0.0	7.1	3.8	0.0	0.0
	少しゆとりがある	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0
	ふつう	0.0	21.4	23.1	35.7	100.0
	少し苦しい	25.0	35.7	26.9	35.7	0.0
	苦しい	37.5	21.4	15.4	21.4	0.0
	大変苦しい	37.5	14.3	26.9	7.1	0.0
		親子関係				
		いつもある	たいていある	ときどきある	すこしだけある	まったくない
困窮度	ゆとりがある	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	少しゆとりがある	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	ふつう	0.0	18.8	37.5	31.3	12.5
	少し苦しい	10.5	26.3	36.8	26.3	0.0
	苦しい	23.1	23.1	30.8	23.1	0.0
	大変苦しい	23.1	15.4	53.8	7.7	0.0

上段は生データ数。中段は「親子関係」で同一回答の人が「困窮度」で回答した割合(%)。下段は「困窮度」で同一回答の人が「親子関係」で回答した割合(%)

2) 婚姻関係・困窮状況・親子関係の全体考察

統計的に誰もが認める形で、「困窮度」と親子関係で「イライラをおつけてしまいやすい」の関係を断言はできないが、分析全体の傾向として「困窮度」が高いほど親子関係で「イライラをおつけてしまいやすい」傾向があることは見て取れる。

また「婚姻関係」についても、「結婚している」家庭に比べ、「離婚」、「死別」、「未婚」の家庭は「困窮度」が高く、親子関係で「イライラをおつけてしまいやすい」傾向があることが示唆される。今後データ数を増やし、これらの傾向について研究する意義は十分にあることを示すことができたと考える。

(5) 支援に関する事項

食品配布支援を受ける理由に関する設問では、「食料を買うお金がない」31.8%(21)、「少しでも食費を節約したい」86.4%(57)が多く見られた(図表5-1-12)。また、「いざ

という時のお金の援助」で頼れる人の存在がない34.8% (23)、頼らない13.6% (9) で、利用家庭の5割弱が金銭的に困った際に誰にも頼れない状況であることが分かった(図表5-1-13)。また、現在受けている支援では、児童扶養手当30.3% (20)、就学援助27.3% (18)であった(図表5-1-14)。そして、子育て世帯を対象に求める支援に関する自由記述では、食料配布支援の継続を求める意見、子どもにかかる費用の無償化や経済的支援の充実、現存する手当や所得税の仕組みへの要望の指摘が挙げられ、現在の制度・政策における課題も示唆された。

図表5-1-12 今回の食品配布の受け取り理由

(上段：値，下段：%) n=66

十分な食料を買うお金がない	食品配布をうけることによって、少しでも食費を節約したい	出費が多くなったため	収入が減少したため	休日等、保育園・幼稚園・学校等の給食がないときの食費が心配	他の食品支援に申請できなかった	その他	全体
21	57	22	16	12	3	3	66
31.8	86.4	33.3	24.2	18.2	4.5	4.5	複数回答

図表5-1-13 頼れる人・相談できる人の状況(内容別)

(上段：値，下段：%) n=66

	頼れる人がいる	いない	そのことでは人に頼らない	不明・無回答	全体
a) 子育てに関する相談	53	7	3	3	66
	80.3	10.6	4.5	4.5	100
b) 重要な事柄の相談	48	10	5	3	66
	72.7	15.2	7.6	4.5	100
c) いざという時のお金の援助	30	23	9	4	66
	45.5	34.8	13.6	6.1	100

図表5-1-14 支援制度のこれまでの利用状況

(上段：値，下段：%) n=66

	a 就学援助	b 生活保護	c 生活困窮者の自立	d 児童扶養手当	e 母子家庭等就業	全体
現在利用している	18	1	3	20	6	66
	27.3	1.5	4.5	30.3	9.1	100
現在利用していないが、以前利用したことがある	5	2	3	5	1	66
	7.6	3.0	4.5	7.6	1.5	100
利用したことがない	42	62	58	39	57	66
	63.6	93.9	87.9	59.1	86.4	100
無回答	1	1	2	2	2	66
	1.5	1.5	3.0	3.0	3.0	100

5-2 定性的分析

本アンケート調査における回答結果から、自由記述回答の内容に焦点を当てて分析を行った。設問27の自由記述回答を分析対象として、食料配布支援の利用世帯のニーズ把握をとらえることを目的として利用家族の状況や困難、要望などの詳細の定性的分析を行った。自由記述の定性的分析により、調査回答者の思いやニーズをくみ取り、課題を見出し、制度や支援のあり方に繋げることを志向する。現在の悩みや心配、困難、国・制度政策に関連して「伝えたいこと」はどのようなものかを明らかにし、食料配布支援を利用する子育て世帯への支援で何が求められているのかを検討し考察する探索的分析である。当事者家族の率直な思いやニーズの一端を把握し、支援の課題や可能性を考えるための分析とする。

(1) 分析方法

アンケート調査における設問27の自由記述で「あなたがいま悩んでいることや心配なこと、困っていること、政府や自治体、社会に求めること、伝えたいことを具体的に教えてください」という質問において、31のテキストデータを収集し、そのすべてを分析対象とした。食料配布支援の利用世帯のニーズ把握の詳細をとらえるための分析手法として、大谷による Steps for Coding and Theorization (以下、SCAT) を用いた。SCATとは、比較的小規模なデータの分析に適しており、4ステップにより構成概念を抽出するコーディングと、構成概念を紡いでストーリーラインを作成する手続きからなる分析手法である。SCATでは、マトリクスの中にセグメント化したデータを記述し、そのそれぞれに〈1〉データの中の着目すべき語句 〈2〉それを言いかえるためのデータ外の語句 〈3〉それを説明するための語句 〈4〉そこから浮き上がるテーマ・構成概念の順にコードを考えて付していく4ステップのコーディングと、〈4〉のテーマ・構成概念を紡いでストーリーラインを記述し、そこから理論を記述する手続きからなる分析手法である。この手法は一事例のデータやアンケートの自由記述欄など、比較的小規模の質的データの分析にも有効であり、食料配布支援の利用世帯ニーズの詳細を捉えるための手法としてSCATが適していると考え、採用した。

(2) 分析結果

大谷(2011)によるSCATを用いてコーディングを行った。テキストの分析の一部を図表5-2-1に示す。コーディングによって抽出された43の構成概念をもとに、カテゴリー分類を行ったところ、10のカテゴリーに分けることができた(図表5-2-2)。抽出された構成概念とカテゴリーを用いてストーリーライン、理論記述を示す。

図表5-2-1 「悩み・心配・困りごと・国、制度へ求めること等」分析ワークシート一部

テキスト	〈1〉 テキスト中の注目すべき語句	〈2〉 テキスト中の語句の言いかえ	〈3〉 左を説明するようなテキスト外の内容	〈4〉 テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉 疑問・課題	テキスト No
手当を貰っている母子世帯より収入が少ない二人世帯で持ちの場合も経済的困難な状況の時、頼るところがなく、給付もないので生活に不安を感じる。	手当を貰っている母子世帯より収入が少ない二人世帯で持ち、頼るところなく給付もない	母子世帯より収入少ない二人親世帯の頼るところなく給付ない	低収入両親世帯の頼る先・給付制度不十分 収入少ない両親世帯の生活不安	収入少ない両親世帯の困難 制度の狭間にある両親世帯	両親家庭で低収入の場合は児童扶養手当（ひとり親家庭に向けた手当）の対象にならない。親が疾患がある場合は障害関連の手当の支給対象もあるかもしれない。しかし、子どもや生活にかかる費用への現金支給ではないため、生活の不安は大きく、家族数も多いため困窮度も高まる。	1
乳児（2歳）と母の二人である。おけいこの送り迎えが仕事でできず、毎週あるが、月に2回しか通えない。送迎を安心してお願いできる人がいればいいと思う。	おけいこの送り迎えが仕事でできない 送迎を安心してお願いできる人がいればいいと思う。	母子家庭で子の習い事での安心でできる送迎困難	母子家庭の習い事の送迎困難の課題	ひとり親家庭の子の習い事送迎の困り感	送迎でファミリーサポートセンターの活用などもあるが、利用費が別途かかるため、躊躇いも生じる。	2a
多子世帯に対する経済的支援がほばない。子どもが多くても金銭的支援などがなく、どうにもならない。しかも保護者が失職中である。早急をお願いしたい。助けてほしい（まだ子どもが小さい）。経済的に困難な子育て世帯への現金給付を早急をお願いしたい。どうにもならない。	多子世帯に対する経済的支援がほばない 子どもが多くても金銭的支援などがなく、どうにもならない。	多子世帯への経済的支援がなく困っている	多子世帯の経済的支援制度なく困難な現状	受けられる経済的支援制度なく困難を抱える多子世帯	多子世帯の支援制度にはどのようなものがあるか。利用条件などはあるか。	31a

※「テキスト No」の番号は各回答者の記述内容を示す。一名回答者記述内容に複数意味内容を含む場合はテキストを分割し a、b 等の符号を付与した。

図表5-2-2 構成概念とカテゴリー

カテゴリー	〈4〉 テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	テキスト No
子の成長過程で感じる困難	子の健康な生活づくりの困難感と悩み	29
	子の成長過程で直面する悩み	27
	子の成長にともなう将来への不安	16b
子の教育・体験機会に関する悩みと葛藤	学校関連諸費用に関するひとり親世帯の負担感	22
	学校関連諸費用の援助希求	13
	教育費増の不安	9
	子の障害に連関する習い事の困難	11
	子の習い事の費用捻出の困難	6
	低所得世帯での部活動の諸費用負担感	33
	ひとり親家庭の子の習い事出費に関する不満感情	3
	ひとり親家庭の子の習い事送迎の困り感	2

カテゴリー	〈4〉テーマ・構成概念 (前後や全体の文脈を考慮して)	テキスト No
食支援に対する肯定的な受けとめ	食支援の継続援助希求	15, 30b
	子ども親も肯定的に受けとめている食支援	30a
生活維持の不安と限界感	収入より支出が上回る懸念	25
	生活諸費用支払いの懸念	23
	生活の限界感	16a
制度・政策に関する不満・要望・提案	子育て世帯が働きやすい社会構築への希望	26
	手当支給に関する不足感と改善の提案	38
	手当支給に関する不足感と不満	36
	手当支給方法に関する要望	18
	養育費に関する制度への改善の提案	39
	金銭的援助希求	4
制度・政策の矛盾感	頑張った成果の所得増で打ち切られる制度	8
	子の成長にともなう食費増と手当打ち切りの苦悩	34
	収入増でも損をする社会的矛盾	20
	収入増による増税の弊害	7a
	経済困難な世帯の税制度のアンバランス感	7b
	所得増で手当で打ち切り後に仕事量を増やせないひとり親の子育て事情	21
制度の狭間にある世帯の見えにくい困難	収入少ない両親世帯の困難	1a
	制度の狭間にある両親世帯	1b
	受けられる経済的支援制度なく困難を抱える多子世帯	31
	難病の子のいる世帯への支援制度不足	37
多様で柔軟な子育て支援内容の要望	子育て就労者が必要とする柔軟な保育支援不足	17
	頼れる息抜きの場を望む	28
複合的な困難と不安	親の病気による生活不安定	5
	子育てと介護の重なるの苦しみ	35
	子の障害に関連する支援利用の困難	12
	子の病気の長期化と収入不安定の連動	19
	子の難病に関連する多様な困難	37
	ひとり親世帯の病気罹患時の子育て困難直面の不安感	24
	複合的困難を抱える多子世帯の援助希求	32
不就労時の生活不安	失業中の経済不安	14
	不測の事態の収入減	10

ストーリーライン

SCAT分析の結果、作成されたストーリーラインを以下に示す。〈 〉は抽出された構成概念、【 】は構成概念から生成されたカテゴリーである。

《ストーリーライン 食料配布支援利用家族の悩み・心配・困、制度へ求めることなど》

A団体の食料配布支援を利用している世帯は、親も子どもも喜んでおり、これからも支

援活動の継続を願うといった、〈子も親も肯定的に受けとめている食支援〉であること、現在利用している〈食支援の継続援助希求〉があり、【食支援に対する肯定的な受けとめ】をしていることがとらえられる。

一方で、【生活維持の不安と限界感】を感じており、〈収入より支出が上回る懸念〉や、家賃支払いなど〈生活諸費用支払いの懸念〉があるなど、日々の生活で精いっぱいといった〈生活の限界感〉を抱く。なかには、〈失業中の経済不安〉や、コロナ禍にあった際に〈不測の事態の収入減〉を経験し、就労ができない時、いわゆる〈不就労時の生活不安〉を抱えていた世帯もみられる。

また、病気を患い、就労困難となり収入がなくなるといった、〈親の病気による生活不安定〉の状態にある世帯や、〈ひとり親世帯の病気罹患時の子育て困難直面の不安感〉が常にある世帯、〈子の障害に関連する支援利用の困難〉を抱える世帯、〈子の病気の長期化と収入不安定の連動〉を余儀なくされている状況もある。また、障害ではないが難病を患っており、〈子の難病に関連する多様な困難〉を抱える世帯もある。多子の子育てをしている保護者が失職中で、まだ子どもの年齢が小さいといった、〈複合的困難を抱える多子世帯の援助希求〉もある。子育て中に家族の介護のダブルケアを担う〈子育てと介護の重なるの苦しみ〉のさなかにある親もみられ、こうした【複合的な困難と不安】を常に抱え、日常生活をぎりぎりでもちこたえている家族状況がある。

また、子育てをする中で、学校生活にかかる文房具類や体操服、制服、シューズ、給食代などの費用といった、いわゆる〈学校関連諸費用に関するひとり親世帯の負担感〉も少なくない。そうした、〈学校関連諸費用の援助希求〉の声も挙げられている。加えて、子どもが大きくなるにつれて、〈教育費増の不安〉もある。学校の学習にかかる費用以外にも〈低所得世帯での部活動の諸費用負担感〉や、〈子の習い事の費用捻出の困難〉もあるなど、子ども時代の経験や多様な学びの機会の保障も難しい現状にある。特に、〈子の障害に関連する習い事の困難〉や、〈ひとり親家庭の子の習い事出費に関する不満感情〉も大きい。〈ひとり親家庭の子の習い事送迎の困り感〉もあり、習い事の送迎が仕事でできず、本来は毎週あるが、仕事の事情で月2回しか通えないといった例もある。子どもの学力向上や多くの経験を積ませてあげたいと願う親の思いがあっても、【子の教育・体験機会に関する悩みと葛藤】をさまざまに抱えていることがわかる。

【子の成長過程で感じる困難】もあり、生活リズムが崩れやすい〈子の健康な生活づくりの困難感と悩み〉、思春期における反抗時期など、〈子の成長過程で直面する悩み〉も種々に経験し、〈子の成長にともなう将来への不安〉についてもひとり親家庭であれば母親又は父親が一人で抱え込みがちになる。そのため、子育ての悩みなどについて相談したり、〈頼れる息抜き場を望む〉ことも挙げられる。しかし、保育園や放課後児童クラブの時間外や休日に仕事がある場合などに子どもの預け場所がなく〈子育て就労者が必要とする柔軟な保育支援不足〉の課題もあり、【多様で柔軟な子育て支援内容の要望】が挙げ

られている。

なかには、手当を貰っている母子世帯より収入が少ない子育て中の両親世帯もあり、頼るところがなく、経済的給付もない状況の〈収入少ない両親世帯の困難〉もあり、〈制度の狭間にある両親世帯〉のよりどころのなさが浮かび上がる。また、〈受けられる経済的支援制度なく困難を抱える多子世帯〉や、障害児の子育て世帯の支援制度はある程度の整備がされているが、〈難病の子のいる世帯への支援制度不足〉の課題が述べられている。このような、【制度の狭間にある世帯の見えにくい困難】が浮かんでくる。

そして、日本の現状では、〈頑張った成果の所得増で打ち切られる制度〉であることもみえてくる。つまり、頑張って働いて（成果が認められて）所得が増えるほど、逆に利用できない制度が多くなる現象が生じているということである。このことは、〈収入増による増税の弊害〉感として述べられており、所得が増えるほど（納税による）負担が増える現状は、納得ができずバランスが適正であるとは思えないといった意見があり、〈経済困難な世帯の税制度のアンバランス感〉を感じている世帯の内実からも明らかである。子育て世帯においては、〈子の成長にともなう食費増と手当打ち切りの苦悩〉や、〈所得増で手当で打ち切り後に仕事量を増やせないひとり親の子育て事情〉もある。例えば、実家の両親のサポートがあれば仕事量を増やせるが、実家のサポートが難しいひとり親家庭だと限度がある、という状況である。こうした状況を経験している世帯は〈収入増でも損をする社会的矛盾〉を感じていることがわかる。現在の日本の【制度・政策の矛盾感】があることが表われている。

これらのことから現在受けている制度に関する具体的提案もある。例えば、死別で親を亡くした場合の遺児手当の減額、その場合の児童手当がもらえない現状があり、〈手当支給に関する不足感と不満〉を抱えている。また、児童扶養手当の増額の要望や、条件の見直しといった〈手当支給に関する不足感と改善の提案〉、児童扶養手当や児童手当を毎月支給を望む（まとめて支給ではなく）といった〈手当支給方法に関する要望〉が挙げられる。まずは現金給付を望む、といった〈金銭的援助希求〉もあるが、制度の諸条件や手続き上の課題と見直しの提案もあり、例えば、離婚調停したが養育費未払いが起きたときの強制執行の手続きがわかりにくいこと、債権者が手続きをしても逃げ道があり養育費が支払われず刑罰が軽いことなど、〈養育費に関する制度への改善の提案〉がある。このように、制度政策の諸条件の見直しについても、検討をしていく必要がある。困難な状況にある当事者世帯であるからこそ見えてくる、【制度・政策に関する不満・要望・提案】の声であり、社会の構造的な不具合でもある。

食料配布支援を利用している子育て世帯が抱える困難の多くは多様かつ複合的である。中長期的にとらえていかなければ根本的な困難解消に至らないと捉えられる。一方で、子どもがいても働きやすい社会にもっとなってほしいといった、〈子育て世帯が働きやすい社会構築への希望〉がもたれており、子育て世帯の労働環境、子育てしやすい環境、どの

ような家族状況にある子育て世帯においても格差のない生活の循環の実現について、社会全体で構築していく意識の必要を求めていることが捉えられる。

6. 考察と結論

6-1 利用家族の状況と支援意義

A団体による食料配布支援における利用世帯の状況は、ひとり親世帯の母子家庭が5割以上であること、その就労状況ではパート就労が多く締めており、両親家庭であっても両親共に失業中や、保護者のいずれかが病気等の事由により就労困難、両親共に嘱託社員やパート就労であるなどの不安定雇用であり、経済的困窮に陥りやすい世帯状況が明らかとなった。また困難感においては、生活の苦しさを感じている世帯は7割以上であること、過去1年間に経済的理由で支払い困難の経験について食料品、衣料品においては5割以上、子どもの給食費は2割弱であるなど、子どもに関連する支出に影響が生じていた。

このことから、利用世帯の多くはひとり親、不安定な雇用条件での就労、不就労であること、両親家庭でも失業中や障害・病気療養中の事情による困窮度の高い世帯の利用が大半を占めていたことが分かった。食料配布支援を受ける理由では、十分な食料を購入する金銭がない為や、食費を節約したい理由が多く挙げられ、A団体による食料配布支援が利用家庭の生活に一時的貢献ができており、支援意義を果たしていることが窺える。SCATでの自由記述分析でもA団体の食料配布支援の利用世帯は、今後の支援活動の継続を願い、子どもも肯定的に受けとめている食支援であることが示され、その意義が捉えられた。

6-2 子どもの状況と教育・体験機会への影響

利用世帯の子どもの状況では、子どものストレスが高いこと、経済的理由により学習塾や習い事に通わせることができない実情がみられ、利用世帯の状況でも時間的ゆとり、人手の少なさにより塾等を諦めざるを得ない実情が明らかとなった。また、SCATでの自由記述分析においても、学校生活にかかる文具類や体操服、制服、給食代などの費用といった、学校関連諸費用に関するひとり親世帯の負担感、学校関連諸費用の援助を求める声も挙げられている。加えて子の成長につれて、教育費増の不安もある。低所得世帯での部活動の諸費用負担感や、子の習い事の費用捻出の困難もあるなど、子ども時代の経験や多様な学びの機会の保障も難しい現状にある。さらに子の障害の状況に付随する習い事の困難や、ひとり親家庭の子の習い事出費に関する負担感情も大きい。ひとり親家庭の子の習い事送迎の困り感もあり、習い事の送迎が仕事でできず、本来は毎週あるが、限られた回数しか通えないなどがある。子どもの学力向上や多くの経験を積ませてあげたいと願う親の思いがあっても、子の教育・体験機会に関する悩みと葛藤をさまざまに抱えている。

6-3 経済的側面のニーズ

さらに、子育て世帯に向けて必要と考える支援として、7割以上の世帯が小中高校生活にかかるすべての費用無償化、児童手当の増額や18歳までの延長を望んでいることが明らかとなった。これは子育てに関わる費用についてより一層の制度的保障を求める子育て世帯当事者の願いが反映されている。自由記述の分析では児童扶養手当や就学援助を受けている家庭であっても国の経済的支援の不十分さを感じていること、ひとり親家庭で所得制限により手当未受給世帯や、両親家庭であっても不安定就労や失業中である場合、又は多子世帯は受給可能な手当制度がなく困窮状態に陥っていることが浮き彫りになった。SCATの自由記述分析でも手当受給母子世帯より低収入の子育て両親世帯は、頼るところがなく経済給付もない困難があり、制度の狭間にある両親世帯のよりどころのなさが浮かび上がる。また、経済的支援制度なく困難を抱える多子世帯の状況があった。障害児の子育て世帯の支援制度はある程度の整備がされているが、難病の子のいる世帯への支援制度がないという課題もみられた。制度の狭間にある世帯の見えにくい困難であると言える。

今後はこうした「顕在化しにくい困窮」状態にある子育て世帯の潜在ニーズ（第三者には顕在化されにくい、当事者から表出されたニーズ）を捉えて生活を支え、子どもへの負の影響が生じることのないよう、世帯の子育て生活にかかる費用、いわゆる貨幣的ニーズを十分に保障できる制度設計を求めていく必要がある。そして、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを基礎におきつつ、家族内の精神的ゆとりや子どもの教育・体験機会の保障、育ちによりよい家庭環境、生活の質の向上へ繋がっていくと考える。

6-4 総合考察—先行研究をふまえて—

(1) 子育て家族の困窮と子の教育・体験への影響

厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」によると、2021（令和3）年の貧困線（等価可処分所得⁵⁾の中央値の半分）は127万円となっており、「子どもの貧困率」（17歳以下）は11.5%（対2018年2.5ポイント減）、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）では、10.6%（対2018年2.5ポイント減）となっている。より深刻なのがひとり親世帯と言われており、子どもがいる現役世帯で「大人が一人」の世帯44.5%（対2018年3.8ポイント減）、「大人が二人以上」の世帯で8.6%（対2018年2.6ポイント減）となっている。これらの調査データより、2018年からの比較で見ると貧困率は大幅に減少し改善傾向にあるように読み取れる。

また国際比較においてユニセフレポートカード18で阿部（2023）は、2012-14年、日本においては、2008年末から始まった不況によって過去30年の間において、最も日本の子どもの貧困率が高かった時期からコロナ禍にかけて大きく減少していると述べている。そのため日本は直近の子どもの相対的貧困率と、2012-2014年以降の子どもの貧困率の改善

度において39か国の総合順位表でも良好な結果となっている。また2012-14年から2019-21年にかけての変化を見ると、日本の改善率は18.7%で11位となっている。この間は日本において景気回復期にあたり、「国民生活基礎調査」を用いた厚労省の発表においても同様の傾向を示している（厚生労働省 2023）。

しかし、近年の他の調査報告（例えば、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンのアンケート報告書等）においては、食支援を利用する子育て世帯の困窮状態について明らかにしており、日本の状況が改善したと本当に言いきれぬのか疑問が残る。

また、厚労省調査（2022年12月）では、ひとり親世帯の中でも母子家庭に絞ると平均就労年収は236万円（父子家庭は496万円）であり、相対的に厳しい経済状況であることが伺える。そして、経済的要因による子どもの教育格差、体験格差の拡大であり、貧困家庭の大学進学率や、習い事やクラブ活動への参加率は全世帯と比較してひとり親世帯は低い傾向にある。

同、厚労省調査では、母子家庭の母親は正規の職員・従業員が48.8%、派遣社員が3.6%、パート・アルバイト等が38.8%と非正規雇用が全体の4割を占める。また仕事についていない人は全体の9.2%である。さらに養育費を受け取っていないひとり親世帯は、全体の56.9%と半数を超えるという結果もある。こうした背景から、収入が少なくなることは容易に想像できる。収入の減少が及ぼす影響は、生活困窮だけではなく、経済的な理由により子どもの教育格差、体験格差が広がる指摘もされている（大澤 2008、山野 2020、松本 2019）。2021年に中学2年生及びその保護者を対象に内閣府が実施した調査でも、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加状況において、等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭の23.8%が「参加していない」と回答、世帯収入の低い子どもほどスポーツや文化に触れる機会が少なくなっている結果がある。また、内閣府調査報告書（2021）によると、等価世帯収入が中央値の2分の1未満の家庭の52%が、クラスの中の成績を「下のほう」（「やや下の方」含む）だと回答している。

この相反する見解について、阿部（2023）は、政府の報告においては「所得」という一元的な指標で測っているため、物価高騰やコロナ禍による生活様式の変化などを視野に含んだ分析ができていないと指摘している。そのことを踏まえ、阿部は、東京都における子どもの生活実態調査を実施し、所得と子どもの生活に着目した相対的剥奪指標を用いてコロナ禍の前後において子どもの生活困難がどのように推移してきたのかを調査しており、その結果、貧困の改善の偏りについて述べている。阿部（2023）は、ふたり親世帯の状況が大きく改善しているのに対し、ひとり親世帯においては子どもの所有物や体験の欠如といった剥奪の状況がむしろ増えていることを報告している。ふたり親世帯とひとり親世帯の間、また、ひとり親世帯の中でも所得を上昇することができた世帯とそうでない世帯の間の格差が拡大している可能性があるという。また、同所得であっても物質的剥奪に陥る可能性が高くなっていること、その背景に物価高騰による各項目の価格上昇や生活様式の

変化等が考えられると述べている。この調査から、子どもの貧困を測定する際には所得ベースの相対的貧困率のみでは、子どもの貧困、生活困難を把握できない可能性があることを示唆している。

筆者らの調査結果を振り返ると、阿部（2023）の調査でも指摘しているように、本調査対象世帯の大半を占めたひとり親世帯で子育て中であり非正規雇用者、未就労者の割合が高く、保護者自身の疾病や子どもの障害、難病、失業といった事情などの重複する困難により困窮度の高さ、所得上昇が難しい世帯の存在が読み取れる。また、今回の結果では、ひとり親利用世帯の子どもへの教育にかかる費用負担困難や、習い事や塾などに通うための環境づくりの困難により、教育や体験機会が剥奪されやすい状況がみられた。ひとり親世帯の子どもの所有物や体験の欠如といった剥奪状況の増加が報告されている阿部の調査と同様なことが生じている。そして、阿部（2023）が述べているように、所得ベースの相対的貧困率のみではみえてこない子育て世帯の生活困難状況を見極めることが求められる。子どもの貧困を促進させる要因となり得る、物価状況や生活様式の変化の影響も捉えていく必要がある。

(2) 潜在能力アプローチ（CA：capability approach）の捉え方

上田（2023）は、A. センの潜在能力アプローチ（CA：capability approach）の概念を用いて、日本の食糧支援をその能力に基づく視点から検証している⁶⁾。上田は、都市部のシングルマザー対象のインタビュー調査から、経済的に恵まれないにもかかわらず、食糧支援を受けているのは全体の62.3%であり、その内訳は52.8%がフードバンク、11.3%が無料または補助金付きの配食サービス、7.5%が子ども食堂の利用があった。しかし、既存の食糧支援は、彼女たちの食生活における成果（生活機能の達成度）の不平等を是正することを目的としており、彼女たちの食生活における自由（能力）の不平等を是正することを目的としていなかったことを明らかとし、こうした能力を拡大するためには、食育や家事代行サービスといった、より積極的な支援が求められるという。

そして、上田（2023）の調査で食糧支援をその能力に基づく視点から検証した結果において、シングルマザー家族での食生活における自由（能力）の不平等是正の目的が確認されていなかったことと同様に、筆者らが調査対象とした食料配布支援において、各調査結果（自由記述含）からみても、利用家族の食生活における自由（能力）の不平等是正につながっている、またはその役割を果たしているといえる結果は得られていない。A. センの潜在能力アプローチの概念の応用から上田（2023）も述べているように、子育て家族の「食生活における自由（能力）の平等」につながる「善き食べ手を育む」視点、つまり食の教育的支援も視野に入れていくことが必要であるかもしれない。食料配布支援を行うなかで、こうした子育て家族の食の潜在能力への働きかけ、促進に向けて、配布食材を活用した食育、食の有効活用レシピの提供、親子で食や栄養に関する知識を得る機会や調理体

験、家庭の食事作りサポート、食を通した関係性構築など、並行して複合的な意図を組み込んだ食支援アプローチが今後の食支援の役割意義、可能性を広げるのではないかと考える。

(3) 食料配布支援の支援意義と継続性の課題

食料配布支援を行っているA団体はフードバンクであり、こうしたフードバンクシステムは、安全に食べられる食品であるが一般の流通で販売できなくなった食品を企業等の寄付により、支援を必要とする施設・団体・世帯に無償で提供する活動である。食品ロス削減と共に、生活困窮世帯等へ食料を届けるための「食の社会インフラ」とも言われている。寄贈食品等を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供するものとして実施され、有意義な活動である。一方で、近年の長引く米不足や物価高騰により、寄付食品の減少という事態が生じており、フードバンクや子ども食堂の活動運営に影響を与えている。配布可能な寄贈食品が十分に確保されない状況があり、食料配布支援をよりどころにしている利用家族にも影響が及んでいる。フードバンクの支援システムは寄贈食品頼みであるため、食供給の流れや物価高騰などに大きく左右されるが、より安定的に継続できる支援のしくみとなることが望まれる。食料配布の支援意義が認識されていても、社会状況や物価変動に影響をうけやすく継続困難なリスクを抱えたシステムでは活動破綻の可能性もある。フードバンク等の食に関わる支援団体が、安定的に支援継続できることを長期に支える制度の整備、充実が必要である。こども食堂向け「むすびえ・こども食堂基金」など、全国こども食堂支援センター・むすびえが助成事業を行っている例や、2020年度から農林水産省が子ども食堂に政府備蓄米の無償提供を実施しており、2025年度からフードバンクへの供給も開始している。しかし、これらの申請手続きが複雑で、審査にかかる時間も長いという指摘がある。助成事業は厳しい審査や複雑な書類手続きもあり、補助を受けられる団体が限られ、限定的であるという課題も挙げられる。

7. まとめと今後の課題

本研究の調査結果を通して、次のことが示された。一つは、A団体の食料配布支援の利用家族状況では、食の困難だけでなく多様な困難が複合的に絡みあっている世帯がいること、またひとり親世帯や見えにくい困難を抱える両親世帯の潜在化した困難があることがわかった。二点目は食料配布支援の役割意義として、一時的役割は果たしており、食費負担軽減や支援に対する肯定的な捉えによる支援との繋がり継続の一旦を担っていると捉えることができる。一方で利用家族の食のニーズだけでなく多様な中長期的支援を要する包括的ニーズにも視野を広げた支援の視点が必要であることが示唆された。

そして、食の困難は利用家族が抱える困難のごく一部であり、多くの利用子育て世帯は

総じて生活の維持不安定、就労の困難、仕事と子育ての困難を抱えて切迫した状況にある。制度の狭間にあり、制度利用ができない世帯もある。かつて手当等の受給支援を受けていたが所得増により利用不可となるが、収入増となったにもかかわらず、苦しい状況であるなど、制度矛盾を感じている世帯の現状が顕在化した。根本的な経済的支援を基礎としながら、多様な支援アプローチ、新たな支援のしくみ、現制度の矛盾を解消できる柔軟な対応の必要性が浮かんできた。

本研究では「生活全体の質」の保障を視野に入れた家族ニーズの把握を焦点にして、食料配布支援を利用する子育て家族の状況を把握し、ニーズ分析と食料配布支援の役割意義、利用家族の支援に関わる今後の課題と可能性の考察を行うことができた。一方で、本調査で食支援を必要とするすべての子育て世帯のニーズが把握されたわけではない。本調査に協力して頂いた世帯は食料配布支援に足を運ぶことができている一部の子育て世帯に限られている。食料配布支援の場に来ることが困難な状況にある潜在ニーズを抱えた子育て世帯も多くあると考えられ、そうした世帯の家族状況、ニーズ把握には至っておらず、限界があった。食料配布支援に来場困難な世帯層の表出されていない潜在ニーズの把握、食のアウトリーチ型支援の現状や意義も視野に入れて考察していくことを今後の課題としたい。

謝辞

本研究調査にあたり、ご多忙の中、回答にご協力頂いた食料配布支援の利用世帯の皆様、調査にご協力頂いたA団体職員の皆様に、深く感謝申し上げます。

付記

- ・本研究は、日本保育学会第76回大会の発表内容に加筆したものである。
- ・質問紙内容検討、確認、アンケート実施、入力作業は吉村美由紀、吉村譲、東條文治で担当実施した。
- ・本稿、1、2、3、4、5、6は吉村美由紀が主執筆担当、5の5-1定量的分析の集計確認・クロス集計を東條文治、5-2定性的分析 SCAT は吉村美由紀の分析結果について検討の妥当性担保の為、吉村譲、東條文治によるチェックを得る。

注釈

- 1) 2021 (令和3) 年からは、新基準の数値。
- 2) 安全に食べられる食品であるが、包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出せない食品を企業等からの寄贈により、必要な施設や団体、困窮世帯に無償提供する活動。
- 3) 現代社会福祉辞典 (2003) によると、ニーズ (needs) とは、何らかの基準に基づいて把握された状態が、社会的に改善・解決を必要とすると社会的に認められた場合に、その状態をニード (要援護状態) とすることができる、とある。社会福祉用語辞典 (2000) によると、社会福祉の領域における福祉ニーズ、またはソーシャル・ニーズは、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができない場合に発生するとある。性質などによっていくつかに分類でき、潜在的ニーズと顕在的ニーズ、貨幣的ニーズと非貨幣的ニーズ、規範的ニーズと比較的ニーズなどがある。

- 4) 上野 (2008) はニーズの四類型について I 象限を当事者顕在・第三者顕在として「承認ニーズ」、II 象限を当事者潜在・第三者顕在として「庇護ニーズ」、III 象限を当事者潜在・第三者潜在の「非認知ニーズ」、IV 象限を当事者顕在・第三者潜在の「要求ニーズ」と示した。
- 5) 可処分所得とは所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたもの。等価可処分所得とは可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。これにより、世帯構成の違いを考慮してより公平に所得水準を比較することができる。新基準での求め方は、 $\text{等価可処分所得} = (\text{総所得} - \text{拠出金} - \text{掛金} - \text{その他}) \div \sqrt{\text{世帯人員数}}$
- 6) 上田 (2023) は A. センの諸概念を用いて食の潜在能力について以下に整理した。
- (i) 「善き食生活 (well-eating)」とは、個々人の「生活の質 (well-being)」のうち食関連部分を指す。
 - (ii) 「食機能 (functionings to eat well)」とは、個々人がそれぞれ価値をおく様々な食関連活動・状態であり (栄養充足、共食など)、well-eating はその束 (食機能集合) として把握される。
 - (iii) 「食潜在能力 (capability to eat well)」とは、限られた財 (所得、食料など) から食機能の達成に変換するための自由の程度を表す。

文献

- 秋元美世, 大島巖, 芝野松次郎, 藤村正之, 森本佳樹, 山縣文治/編 (2003) 『現代社会福祉辞典』有斐閣 p. 356.
- 阿部彩 (2016) 「ユニセフ イノチェンティ研究所レポートカード 13, 子どもたちのための公平性—先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表—」ユニセフ・イノチェンティ研究所 日本語版 https://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc13j.pdf (2025.10.15確認)
- 阿部彩 (2023) 「ユニセフ イノチェンティ研究所レポートカード18, 豊かさの中の子どもの貧困 日本についての解説」ユニセフ・イノチェンティ研究所 https://www.unicef.or.jp/jcu-cms/media-contents/2023/12/Report-Card-18_comment-on-Japan_R.pdf (2025.10.15確認)
- 一般社団法人全国日本フードバンク推進協議会 HP 「フードバンクとは」 <https://www.fb-kyougikai.net/foodbank.html> (2025.8.11確認)
- 上田遥 (2021) 『食育の理論と教授法善き食べ手の探求』昭和堂.
- 上田遥 (2023) 「食生活支援の実態と今後の課題—「結果」から「潜在能力」の平等へ—」『フードシステム研究第29巻4号 2023. 3』 pp. 243-248.
- 上野千鶴子, 中西正司 (2008) 「ニーズ中心の福祉社会へ—当事者主権の次世代福祉戦略—」 pp. 13-14.
- 大澤真平 (2008) 「子どもの経験の不平等」『教育福祉研究14巻』北海道大学大学院教育学研究院 教育福祉論分野 pp. 1-13.
- 大谷尚 (2011) 「SCAT: Steps for Coding and Theorization—明示的手続きで着しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法—」感性工学 Vol. 10 No. 3, pp. 155-160.
- 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン HP 「2024年子どもの食 応援ボックス」申込者アンケート結果報告書 <chromeextension://efaidnbmnmnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/report-foodbox2024.pdf> (2025.8.15確認)
- 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) 内閣府 web 『令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書』令和3年12月 内閣府政策統括官 (政策調整担当) <https://warp.dandl.go.jp/infondljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html> (2025.10.15確認)
- こども家庭庁 HP 「こども大綱の推進」 <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou> (2025.10.15確認)

- こども家庭庁 HP「自治体こども計画策定のためのガイドライン 令和6年5月」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/356fb35b/20240524_policies_kodomo-keikaku_02.pdf (2025.10.15確認)
- 近藤克則 (2019)『生活困窮世帯の子どもへの支援に関する調査研究』日本老年学的評価研究機構.
- 佐藤順子 (2018)『フードバンカー世界と日本の困窮者支援と食品ロス対策』明石書店.
- 中日新聞 (2025)「夏休み子の食ピンチ」8月4日(月)朝刊1面
- 松本伊智朗 (2019)『シリーズ子どもの貧困2 遊び・育ち・経験—子どもの世界を守る—』明石書店.
- 山縣文治, 柏女霊峰/編 (2000)『社会福祉用語辞典』2017発行 第9版, ミネルヴァ書房, pp. 292-293.
- 山野則子 (2020)「子どもの貧困調査—子どもの生活に関する実態調査から見えてきたもの—」明石書店.
- 吉村美由紀 (2023)「子育て家庭の食料配布支援と生活状況に関する研究—ニーズ把握調査に向けた考察—」名古屋芸術大学研究紀要第44巻 pp. 311-320.
- 吉村美由紀, 吉村讓, 東條文治 (2023)「子育て家庭における食料配布支援の利用と生活状況に関する研究」日本保育学会 第76回大会ポスター発表抄録
- 吉村美由紀, 東條文治, 吉村讓 (2026)『食料配布支援を利用する子育て世帯の生活状況調査—報告書—』(Privately printed).